

## 施設の管理状況

## I 料金収入

## 1 現行の利用料金

## (1) 留意点

- 指定管理者が徴収する利用料金は条例の定めにより、現行利用料金の額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めます。したがって、施設利用に係る料金（消費税を含む）は、指定管理者の裁量のみで決定することはできません。

## (2) 利用料金の額

## ①鳥羽市民体育館

## ア 専用使用の場合

区 分		1時間当たり の金額	
メインアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	1,000円	
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	10,000円	
サブアリーナ	営利又は宣伝を直接の 目的としない場合	フロア	1,000円
		屋内ステージ	500円
		屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備含む）	500円
	営利又は宣伝を直接の 目的とする場合	フロア	10,000円
		屋内ステージ	5,000円
		屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備含む）	5,000円
トレーニングルーム	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	600円	
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	6,000円	
小会議室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	300円	
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	3,000円	
中会議室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	600円	
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	6,000円	

## 備考

- 鳥羽市民以外の者又は市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合は、当該利用料金の2倍相当額とする。
- 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- メインアリーナの一部を使用する場合において、その使用面積が2分の1以下のときの利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。

## イ 個人使用の場合

時間区分		午前 (午前9時～ 正午)	午後 (午後1時～ 午後5時)	夜間 (午後6時～ 午後9時)
使用区分	小・中学生・高校生	100円	100円	100円
	一般	300円	300円	300円

## ウ 冷暖房利用料金

区分		1時間当たり の金額
メインアリーナ		4,200円
サブアリーナ	フロア	1,400円
	屋内ステージ	700円
トレーニングルーム		600円
小会議室		300円
中会議室		600円

## 備考

基本単位に満たない場合においては、その基本単位による利用料金の額とする。

## エ 附属設備器具等利用料金

種別		品名	単位	利用料金 (1日)	摘要
メインアリーナ	音響設備	拡声装置	1式	1,500円	マイクを含む
	ピアノ	ヤマハコンサートグランド CF	1台	3,000円	調律料を含まず
サブアリーナ	特定設備	可動観客席	1式	1,500円	スタッキング チェアを含む
	照明設備	シーリングライト	1列	サブアリーナ 利用料金に含 む	
		ボーダーライト	1列		
		第1サスペンションライト	1列		
		スポットライト	1台		400円
	ステージ設備	コンセント	1口	150円	
	音響設備	拡声装置	1式	1,500円	マイクを含む
移動式スピーカー		1式	300円		
その他設備等	所作台	1式	3,000円		
	平台、山台、箱足、開き足	1式	1,000円		
	毛氈	1式	500円		
	上敷	1式	300円		
	金銀屏風 (金銀裏表)	1双	2,000円		
	展示パネル	1枚	200円		
	プロジェクター	1式	600円	スクリーンを 含む	
	シャワー	1回	100円		

## 備考

- 1 この表に定めのない備品についての利用料金は、類似する附属設備又は備品の利用料金の額に準じて指定管理者が別に定める。
- 2 運動施設の利用者がシャワーを利用する場合は、無料とする。

## ②その他中央公園運動施設

名称	基本単位		利用料金	
鳥羽中央公園庭球場	1面	一般	1時間につき 400円	
		小・中学生	200円	
鳥羽中央公園野球場	入場料金等を徴収しない場	一般	2時間につき 1,500円	
		小・中学生	1,000円	
	入場料金等を徴収する場合	1日につき	100,000円	
鳥羽中央公園相撲場	個人	2時間につき	100円	
	団体		1,000円	
	入場料金等を徴収する場合	1日につき	30,000円	
鳥羽中央公園多目的グラウンド	入場料金等を徴収しない場	一般	1,000円	
		小・中学生	500円	
	入場料金等を徴収する場合	1日につき	150,000円	
鳥羽中央公園水泳プール	個人	一般	2時間につき 200円	
		中学生以下	100円	
	団体	午前9時から正午まで		6,000円
		午後1時から午後5時まで		8,000円
		1日につき		14,000円

## 備考

- 1 鳥羽市民以外の者又は市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合は、当該利用料金の2倍相当額とする。
- 2 基本単位に満たない場合においては、その基本単位による利用料金の額とする。
- 3 基本単位を超過して使用する場合の超過利用料金は、基本単位の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 4 超過時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 5 入場料等を徴収する場合とは、名目のいかんを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 6 団体とは、10人以上で使用するものをいう。
- 7 鳥羽中央公園野球場の夜間照明設備を使用する場合（4月から10月まで）は、当該利用料金に1時間につき5,500円を加算する。

## ③鳥羽市武道館

## ア 専用使用の場合

時間区分	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	全日
				午前9時～午後9時
道場	1,300円	2,000円	2,600円	5,200円
会議室	900円	1,300円	1,900円	3,500円

## 備考

- 1 鳥羽市民以外の者又は市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合は、当該利用料金の2倍相当額とする。
- 2 営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、当該利用料金の3倍相当額とする。
- 3 時間区分を超過して使用する場合の超過利用料金は、超えて使用した時間区分の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、超過時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 4 道場の一部を使用する場合において、その使用面積が2分の1以下のときの利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。
- 5 会議室の冷暖房設備を使用する場合は、当該利用料金に1の時間区分につき720円（全日の場合は2,160円）を加算する。

## イ 個人使用の場合

時間区分		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
使用区分 道場	小・中学生・高校生	50円	50円	50円
	一般	100円	100円	100円
トレーニング ルーム	小・中学生・高校生	100円	100円	100円
	一般	200円	200円	200円

## 2 現行の減免基準（現行制度）

## (1) 留意点

- ・指定管理者は、市と同様の減免を行うこととします。

## (2) 減免基準

- ①鳥羽市又は鳥羽市教育委員会が利用する場合（免除）
- ②市内の小中学校、中学校若しくは幼稚園又は保育所が教育又は保育の目的で利用する場合（免除）
- ③回数使用券の場合は、条例に規定する利用料金の11回分ごとに1回分の利用料金に相当する金額を免除（減免）
- ④その他教育委員会が特別な理由があると認めたとき（減免）

## II 清掃・保守管理内容

## 【鳥羽市民体育館】

(メインアリーナ・サブアリーナ共通)

- ・管理業務 休業日を除き毎日
- ・防火対象物定期点検（年1回）
- ・消防用設備保守点検（年2回）
- ・自家用電気工作物保安管理（年次点検【年1回】及び月次点検【月1回】）
- ・空調設備保守点検（年1回）
- ・館内清掃（日常的な整理・整頓等） 休業日を除き毎日
- ・定期清掃（年2回）
- ・月次清掃（月1回）
- ・事業系一般廃棄物回収・処理業務（月2回）
- ・非常用放送設備保守点検（年1回）

(メインアリーナ)

- ・浄化槽法定点検（年1回）
- ・浄化槽保守点検（年6回）
- ・浄化槽清掃（年48回）

(サブアリーナ)

- ・エレベーター保守点検（年次点検【年1回】及び停止点検【年4回】）
- ・移動観覧席保守点検（年1回）
- ・舞台設備保守点検（年1回）
- ・音響設備保守点検（年1回）
- ・ピアノ保守点検（年1回）
- ・機械警備業務（毎日）

## 【鳥羽中央公園野球場】

- ・芝刈及び除草作業 必要に応じ随時
- ・内野維持管理（年1回）
- ・内野形状維持（ピッチャーマウンド及び各ベース設置場所） 必要に応じ随時

## 【鳥羽中央公園野球場】

- ・周辺除草作業 必要に応じ随時

## 【鳥羽中央公園多目的グラウンド】

- ・芝刈 基本は月1回 その他必要に応じ随時

【鳥羽中央公園相撲場】

- ・ 周辺除草作業 必要に応じ随時
- ・ 土俵管理 必要に応じ随時

【鳥羽中央公園水泳プール】

- ・ 日常管理及び清掃 プール開館期間毎日
- ・ プールろ過機保守点検（年2回：使用期間前1回 使用期間後1回）
- ・ 浄化槽法定点検（年1回）
- ・ 浄化槽保守点検（年4回）
- ・ 浄化槽清掃（年1回）
- ・ プール開設前清掃及び周辺樹木剪定（年1回）

【鳥羽市武道館】

- ・ 管理業務 休業日を除き毎日
- ・ 浄化槽法定点検（年1回）
- ・ 浄化槽保守点検（年6回）
- ・ 浄化槽清掃（年1回）
- ・ 消防用設備保守点検（年2回）
- ・ 自家用電気工作物保安管理（年次点検【年1回】及び月次点検【年12回】）
- ・ トレーニング器具保守点検（年1回）
- ・ 事業系一般廃棄物回収・処理（月2回）
- ・ 機械警備業務（毎日）
- ・ 館内清掃（日常的な整理・整頓等） 休業日を除き毎日
- ・ 定期清掃（年2回）
- ・ 月次清掃（月1回）

## Ⅲ 利用・収入実績及び歳出決算額

## 1 施設の利用・収入実績

(1) 令和3年度 (単位：円)

施設名	利用人数	利用料	
鳥羽市民体育館（メインアリーナ）	6,290	724,200	
会議室	1,129	305,100	
鳥羽市民体育館（サブアリーナ）	29,548	3,137,100	
トレーニングルーム	1,562	38,700	
市民体育館冷暖房利用料	-	942,400	
鳥羽市民体育館附属設備	-	47,404	
鳥羽中央公園庭球場	1,428	251,200	
鳥羽中央公園野球場	2,700	102,000	
鳥羽中央公園相撲場	19	0	
鳥羽中央公園多目的グラウンド	3,016	124,500	
鳥羽中央公園水泳プール	3,081	593,300	
鳥羽市武道館	道場	8,967	740,650
	附属設備	-	72,000
	トレーニングルーム	2,505	499,200
	会議室	2,827	731,500
計（①）	63,072	8,309,254	

その他収入		
自主事業収入		1,945,300
その他	用具レンタル	0
	コピー	560
計（②）		1,945,860

鳥羽市運動施設指定管理料（③）		34,270,000
-----------------	--	------------

合計（①+②+③）	63,072	44,525,114
-----------	--------	------------

(2) 令和4年度

施設名	利用人数	利用料	
鳥羽市民体育館（メインアリーナ）	14,521	1,563,950	
会議室	1,849	945,900	
鳥羽市民体育館（サブアリーナ）	16,904	3,690,900	
トレーニングルーム	2,862	80,400	
市民体育館冷暖房利用料	-	600,000	
鳥羽市民体育館附属設備	-	338,070	
鳥羽中央公園庭球場	1,707	262,200	
鳥羽中央公園野球場	3,331	159,125	
鳥羽中央公園相撲場	81	0	
鳥羽中央公園多目的グラウンド	5,794	199,250	
鳥羽中央公園水泳プール	3,851	719,200	
鳥羽市武道館	道場	9,095	726,325
	附属設備	-	88,560
	トレーニングルーム	2,710	539,800
	会議室	2,716	840,825
計（①）	65,421	10,754,505	

その他収入		
自主事業収入		1,825,030
その他	用具レンタル	29,250
	コピー	11,970
計（②）		1,866,250

鳥羽市運動施設指定管理料（③）		36,000,000
-----------------	--	------------

合計（①+②+③）	65,421	48,620,755
-----------	--------	------------

## (3) 令和5年度

施設名	利用人数	利用料	
鳥羽市民体育館（メインアリーナ）	24,563	1,881,400	
会議室	2,277	758,700	
鳥羽市民体育館（サブアリーナ）	8,760	1,230,750	
トレーニングルーム	4,496	102,600	
市民体育館冷暖房利用料	-	1,099,400	
鳥羽市民体育館附属設備	-	184,450	
鳥羽中央公園庭球場	1,712	292,800	
鳥羽中央公園野球場	3,423	79,500	
鳥羽中央公園相撲場	60	0	
鳥羽中央公園多目的グラウンド	2,319	160,250	
鳥羽中央公園水泳プール	4,045	673,000	
鳥羽市武道館	道場	8,928	666,275
	附属設備	-	81,860
	トレーニングルーム	2,795	525,600
	会議室	2,888	833,100
計（①）	66,266	8,569,685	

その他収入		
自主事業収入		3,120,300
その他	用具レンタル	56,700
	コピー	2,500
計（②）		3,179,500

鳥羽市運動施設指定管理料（③）		36,000,000
-----------------	--	------------

合計（①+②+③）	66,266	47,749,185
-----------	--------	------------

## 2 歳出決算額

## (1) 令和3年度

(単位：円)

区分	決算額	備考
材料費	385,474	
外注費	7,554,237	
人件費	17,020,983	
旅費交通費	279,852	
通信費	347,147	
備品購入費	296,754	
消耗品費	591,069	
賃借料	0	
光熱水費	7,482,466	
租税公課	1,864,362	
支払手数料	46,760	
修繕費	1,143,340	
燃料費	27,919	
支払保険料	304,880	
教育研修費	10,300	
作業衣	206,324	
リース料	308,088	
広告宣伝費	1,869,046	
雑費	220,730	
事業経費	2,401,573	
合計	42,361,304	

## (2) 令和4年度

(単位：円)

区分	決算額	備考
材料費	484,076	
外注費	7,903,586	
人件費	17,411,715	
旅費交通費	48,660	
通信費	425,065	
備品購入費	331,662	
消耗品費	717,748	
賃借料	0	
光熱水費	9,811,616	
租税公課	1,997,519	
支払手数料	46,070	
修繕費	1,499,160	
燃料費	14,876	
支払保険料	87,744	
教育研修費	42,000	
作業衣	18,802	
リース料	277,288	
広告宣伝費	1,091,348	
雑費	365,339	
事業経費	2,531,342	
合計	45,105,616	

## (3) 令和5年度

区分	決算額	備考
材料費	1,044,527	
外注費	6,658,654	
人件費	17,934,359	
旅費交通費	41,730	
通信費	490,295	
備品購入費	523,347	
消耗品費	610,309	
賃借料	0	
光熱水費	8,280,579	
租税公課	2,025,851	
支払手数料	27,700	
修繕費	601,230	
燃料費	37,034	
支払保険料	362,608	
教育研修費	0	
作業衣	69,502	
リース料	461,088	
広告宣伝費	566,290	
雑費	572,979	
事業経費	4,167,228	
合計	44,475,310	